

億を超えるような薬価がつく新薬が出現する一方で、比較的安価な薬剤を中心として保険給付範囲の縮小方向への見直しが行われており、これまでに栄養補給目的のビタミン製剤、治療目的以外のうがい薬、一定枚数を超える湿布薬が保険適用から除外されてきました。皮膚科については2017年に医療用保湿剤を保険償還から外そうという動きがあったことは以前に本編集後記でも書かせていただきました。これに対して学会と患者会が反対意見を表明し、処方制限はいったん見送られ、その後皮脂欠乏症診療の手引きが作成されるに至りましたが、保湿剤を保険償還から外そうという動きはくすぶり続けておりました。

それがつい最近、大きな動きがありました。2023年12月中医協総会で、長期収載品（後発品のある先発品）に対して、以前から話題に出ていた選定療養が2024年10月から適用されることが決まったそうです。適用される長期収載品は多数あり、そのなかでも湿布剤と保湿剤がメインターゲットですが、選定療養の影響をもっとも受けるのはわれわれ皮膚科医であることはまず間違いありません。ここでいう選定療養とは、後発医薬品の上市後5年以上経過するか、置換率が50%以上となった長期収載品を対象に後発品の薬価水準までは保険でカバーするが、それを超える部分は患者が自己負担せよというものです。ただ、激変緩和のため当面の間は後発品の薬価水準を超える部分のうち3/4は保険給付され、残り1/4を選定療養として患者から徴収するようです。長期収載品と後発品の薬価差がどれぐらいいかにもありますが、現在の長期収載品の患者自己負担3割が4～5割程度に上がることが予想され、処方のあり方にかかなりのインパクトをもたらさそうです。ややこしいことに、医療上の必要性があると認められる場合は選定療養とはせず引き続き保険給付の対象とする、とするレスキューの道が残されるらしいのですが、何をもちて医師が医療上の必要性があるとしたことを証明するのかについては確定しておらず、「銘柄名処方&変更不可のチェックがその証である」と主張する医療者側と、「銘柄名処方&変更不可のチェックに加えて理由の詳記が必要である」と主張する保険者側とのせめぎ合いが続いているそうです。われわれ皮膚科医は、基剤の違いや混合時の安定性など、医療上の必要性から長期収載品を選択することが多いと思いますが、そのすべてに理由の詳記を求められたのでは臨床現場での負担が相当増すことは想像に難くありません。皆さんで問題意識を共有し、学会からも要望書などの形で声を上げる必要があるように思います。

(五十嵐敦之)

— 顧 問 —

大原 國章 大塚 藤男

— 編集委員 —

土田 哲也 五十嵐敦之 相馬 良直 林 伸和 佐伯 秀久

「皮膚科の臨床」第66巻 第1号 1月号

2024年1月1日発行（毎月1回1日発行）

定価 3,300 円（本体 3,000 円＋税 10%）

年間購読料金

定価 50,160 円（本体 45,600 円＋税 10%）

〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕

〔年間予約購読者に限り送料無料〕

発行所 金原出版株式会社

発行者 福村 直樹

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14

TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕

TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕

FAX 03(3813) 0288

ホームページ www.kanehara-shuppan.co.jp

振替口座 00130-1-191269

印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005

広告申込先 (株)文京メディカル TEL 03(3817)8036

- ・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著作者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

・**JCOPY**＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（TEL：03-5244-5088、FAX：03-5244-5089、E-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。